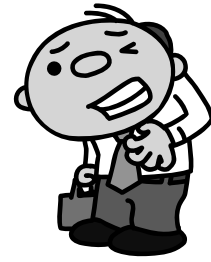


滋賀労働局からのお知らせです

石綿による疾病に気づいていない方を探しています。

石綿による疾病は、数十年前の仕事でも発症します。

- もう一度思い出してください。
 - 過去に石綿を取り扱う仕事をしていたことがありますか。
 - 過去に仕事で石綿を吸い込んだ可能性はありませんか。
- 今、お体は大丈夫ですか。
 - 息切れ、せき、胸が苦しい等の症状がでていませんか。
 - 中皮腫、肺がん等の病気で療養されていませんか。



お心当たりのある方は、最寄りの労働基準監督署または下記までご連絡なくご相談ください。

石綿による疾病(①石綿肺 ②肺がん ③中皮腫 ④良性石綿胸水 ⑤びまん性胸膜肥厚)で療養や休業を必要とする**労働者の方**➡ 労働基準監督署で**労災保険法**に基づく療養補償給付や休業補償給付の請求手続きを行ってください。石綿による疾病で亡くなられた労働者の**ご遺族の方**

- 労働者が亡くなった日の翌日から**5年を経過していない場合**

➡ 労働基準監督署で**労災保険法**に基づく遺族補償給付の請求手続きを行ってください。

- 労働者が亡くなった日の翌日から**5年を経過した場合**

➡ 労働基準監督署で**石綿救済法**に基づく特別遺族給付金の請求手続きを行ってください。**石綿救済法**による**特別遺族給付金の請求期限**は**平成24年3月27日**までですので、お早めに請求手続きを行ってください。**お問い合わせ先** 滋賀労働局労働基準部労災補償課 電話 077-522-6630

全国健康保険協会(協会けんぽ)滋賀支部からのお知らせ

協会けんぽの財政は、景気の低迷により保険料収入が落ち込む一方、医療費支出の増加等により非常に厳しい状況が続いています。

このため、平成23年3月分(4月納付分)の健康保険料から、次のとおり料率を変更します。



平成23年3月分(4月納付分)からの健康保険料率(滋賀県)について

介護保険第2号被保険者に該当しない場合

9.33% ⇒ **9.48%**<月収28万円の方の場合>
月々420円増加(事業主と被保険者で折半)介護保険第2号被保険者に該当する場合
(40歳以上65歳未満の方)10.83% ⇒ **10.99%**<月収28万円の方の場合>
月々448円増加(事業主と被保険者で折半)

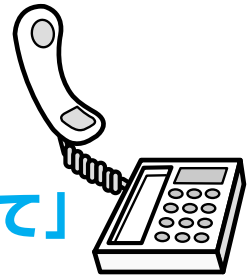
厳しい経済状況の中ではありますが、加入者の皆様の医療を支えるため、事業主・加入者の皆様には何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ)滋賀支部
〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル

Tel 077-522-1099 Fax 077-522-1138

URL: <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>



労働相談 Q & A

テーマ

「セクシュアル・ハラスメントについて」

質問1

上司がすぐに腰にさわったり、打ち合わせと称して2人きりになろうとします。

やめてくださいと抗議したら、取引先で性的な噂を流されたり、仕事上の嫌がらせを受けるようになり、会社に行くのが苦痛になりました。どうしたらいいのでしょうか。

回答1

A. 上司の行為が不快であり、やめるように訴えているのに反復継続して行われていたりその行為が拡大した結果、苦痛になり労働意欲が低下したり職場に行けなくなったりするのは、セクシュアル・ハラスメント（環境型）と判断されます。反復して行われていなくても、強制わいせつ行為など悪質なものは、1回でも違法として判断されます。

セクシュアル・ハラスメントは密室や第三者のいないところで行われることが多いため、事実確認が難しいのが実態です。そのため、被害にあったときは、すぐにメモ等で記録したり信頼できる同僚や家族に話しておくことも重要です。

職場のセクシュアル・ハラスメント対策は、男女雇用機会均等法により事業主の義務となっています。一人で解決しようとするのではなく、速やかに

会社に会社の相談窓口担当者や信頼できる上司に相談し、会社の対応を求めることが大切です。相談を受ける側は、相談したことが噂になって広がり（2次被害）、その結果退職に追い込まれたり（3次被害）することのないよう、プライバシーの確保に十分注意をしなければなりません。

社内で改善できないと思われるときは、労働組合や滋賀労働局雇用均等室に相談します。雇用均等室では、事業主への行政指導や労使間の紛争については調停等により解決援助を行っています。

また、セクシュアル・ハラスメントの被害を受けたことによって、うつ病になったり、PTSD(心的外傷後ストレス障害)になって働けなくなることも少なくありません。厚生労働省では、セクシュアル・ハラスメントが原因となって発病した精神障害等については、「セクシュアル・ハラスメントによる精神障害等の業務上外の認定について」(通達)を出していますので、労災請求をするということも考えられます。



お問い合わせ先

●セクシュアル・ハラスメントに関する相談

滋賀労働局雇用均等室

(大津市梅林1-3-10)

電話:077-523-1190

受付時間

8:30~17:15(土日祝日除く)



●労働全般に関する相談

滋賀県労働相談所

(大津市打出浜2-1 コラボしが 21 6階)

電話:0120-967164 (通話料無料)

受付時間

月~金(平日) 10:00~20:00
 月~金(祝日) 17:00~20:00
 土・日 10:00~16:00

労働委員会
だより

平成22年に終結した不当労働行為事件の概要について

労働組合法第7条では、使用者の労働組合や労働者に対する一定の行為（「不当労働行為」といいます）を禁止しており、労働組合または組合員は使用者によって、そのような行為が行われたとして、その救済を労働委員会に申し立てることができます。委員会では、その申立てについて審査を行い、使用者の行為が不当労働行為に当たるか否かの判断をします。また、労使双方に和解を勧めたりします。

はじめに

当委員会で、平成22年に終結した4件のうち1件は、和解によるものでした。全国的に見ると、不当労働行為事件の約7割が和解により解決しており、委員会が関与するか否かにかかわらず、和解は迅速な紛争解決手段として、有効な方法であり、また将来の労使関係にとっても好ましい解決方法と考えられています。

残りの3件は救済命令でした。いずれの事件も会社は、これらの命令を不服として中央労働委員会に再審査を申し立てました。このうち、1件については、再審査命令が出されています。

今回は、当委員会で平成22年に終結した不当労働行為事件の概要について紹介します。

事件の概要

A不当労働行為事件 審査期間519日

会社が、派遣社員で希望する者については全員を期間従業員として雇用することおよび労働条件を公表し、契約書および誓約書の提出を求めたため、組合は就業規則の内容等を協議事項とする団体交渉を申し入れましたが、会社が交渉に応じませんでした。

組合は会社が団体交渉を拒否したことや内容に問題のある誓約書の提出を求めたことが、不当労働行為に当たるとして救済申立てを行いました。

当委員会は、7回の調査と3回の審問を経て、会社が団体交渉に応じなかったことは不当労働行為に該当するとして一部救済命令を発しました。

B不当労働行為事件 審査期間377日

元請会社から契約の打切りを受けた会社は、そこで働く社員全員が仕事を失うこととなったため、元請会社からの補償金を原資して、退職慰労金を支払いました。組合は、この支払いの現場における会社担当者の発言やその後の団体交渉における発言が、それぞれ組合からの脱退強要と組合の弱体化を意図するもので不当労働行為に当たるとして救済申立てを行いました。

当委員会は、5回の調査と3回の審問を経て、会社担当者が組合員に行った発言は脱退を勧奨するものであったとして一部救済命令を発しました。

C不当労働行為事件 審査期間178日

組合から、組合員の離職票の記載内容、未払賃金およびこれらの関連事項を協議事項とする団体交渉の申し入れ

に対し、会社は「とりあえず話を聞いてから」として交渉に応じませんでした。組合は、正当な理由なく団体交渉を拒否したことは不当労働行為に当たるとして救済申立てを行いました。

その後、団体交渉申入れにおける協議事項が当事者等の努力により解決し、紛争が実質的に終了していたこともあり、当委員会が和解を勧めた結果、第4回調査で和解の話がまとまりました。

D不当労働行為事件 審査期間695日

組合は、会社と元請会社ならびに元請会社と下請会社との関係は偽装請負であるとして、会社に対して下請会社に勤務していた組合員の直接雇用等を求めて団体交渉を申し入れましたが、会社は交渉には応じませんでした。

組合は、会社が団体交渉を拒否したことは、不当労働行為に当たるとして救済申立てを行いました。

当委員会は、11回の調査と3回の審問を経て、会社が団体交渉に応じなかったことは不当労働行為に該当するとして一部救済命令を発しました。

「審査の期間の目標」について

平成16年に労働組合法が改正され、審査の迅速化を図るため労働委員会は不当労働行為事件審査に係る「審査の期間の目標」を設定し、その達成状況を公表することが義務付けられました。

当労働委員会では、「1年6箇月」（ただし、団体交渉拒否事件については、早期終結に努めるものとする。）という目標を定めています。

なお、この1年6箇月という期間は、全国的にみてほぼ標準的な目標となっています。

平成22年、当委員会は、4件のうち3件は上記の目標を達成することができました。

…労使紛争に関する問題がありましたら
お気軽にご相談ください…

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号（県庁東館5階）

TEL 077-528-4473

<http://www.pref.shiga.jp/l/roi/>